

## 第17号議案

### 品川区立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の概要

区立八潮南特別養護老人ホームの定員について、併設している短期入所生活介護（ショートステイ）の定員の一部を特別養護老人ホームに移行することにより入所者の受け入れを増やすとともに、ショートステイの定員を減らす。

#### 2 改正の内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

【現行】特養ホーム 81名 ショートステイ 19名

【改正後】特養ホーム 89名 ショートステイ 11名

#### 3 施行期日

令和3年4月1日

## 品川区立特別養護老人ホーム条例新旧対照表

新	旧
<p>○品川区立特別養護老人ホーム条例</p> <p style="text-align: right;">平成8年3月29日 条例第23号</p> <p>改正 平成9年3月31日条例第14号 平成10年3月30日条例第22号 平成12年3月28日条例第24号 平成12年7月14日条例第39号 平成13年3月30日条例第4号 平成17年9月30日条例第22号 平成22年11月17日条例第37号 平成24年3月26日条例第13号 平成26年3月31日条例第12号 平成27年10月26日条例第52号 平成28年10月25日条例第48号 <u>令和3年 月 日条例第 号</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 品川区の区域内に居住する常時の介護を必要とする高齢者等に対し、介護サービスを提供することにより福祉の増進を図るため、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設または同条第27項に規定する介護老人福祉施設として、品川区立特別養護老人ホーム（以下「特別養護老人ホーム」という。）を設置する。</p> <p style="padding-left: 2em;">本条…全部改正〔平成12年条例24号〕、一部改正〔平成22年条例37号・24年13号・26年12号・27年52号〕</p> <p>(名称、所在地および定員)</p> <p>第2条 特別養護老人ホームの名称、所在地および定員は、別表のとおりとする。</p>	<p>○品川区立特別養護老人ホーム条例</p> <p style="text-align: right;">平成8年3月29日 条例第23号</p> <p>改正 平成9年3月31日条例第14号 平成10年3月30日条例第22号 平成12年3月28日条例第24号 平成12年7月14日条例第39号 平成13年3月30日条例第4号 平成17年9月30日条例第22号 平成22年11月17日条例第37号 平成24年3月26日条例第13号 平成26年3月31日条例第12号 平成27年10月26日条例第52号 平成28年10月25日条例第48号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 品川区の区域内に居住する常時の介護を必要とする高齢者等に対し、介護サービスを提供することにより福祉の増進を図るため、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設または同条第27項に規定する介護老人福祉施設として、品川区立特別養護老人ホーム（以下「特別養護老人ホーム」という。）を設置する。</p> <p style="padding-left: 2em;">本条…全部改正〔平成12年条例24号〕、一部改正〔平成22年条例37号・24年13号・26年12号・27年52号〕</p> <p>(名称、所在地および定員)</p> <p>第2条 特別養護老人ホームの名称、所在地および定員は、別表のとおりとする。</p>

新	旧
<p>(介護サービスの提供)</p> <p>第3条 特別養護老人ホームは、法に規定するところにより、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護または介護福祉施設サービスおよび短期入所生活介護のサービスを提供する。</p> <p>2 特別養護老人ホームは、前項に規定するサービスを提供することのほか、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項第3号の措置を受けた者を短期間入所させ、または同法第11条第1項第2号の措置を受けた者を入所させて、養護することができる。</p> <p>本条…全部改正〔平成12年条例24号〕、1項…一部改正〔平成26年条例12号〕</p> <p>(利用料金等)</p> <p>第4条 前条第1項に規定するサービスの提供を受ける者（以下「利用者」という。）は、指定管理者（第6条第1項に規定する指定管理者をいう。）に対し、次に掲げる額の合計額の利用料金を納めなければならない。</p> <p>(1) 要介護状態区分、特別養護老人ホームの所在する地域等を勘案して算定される地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービスまたは短期入所生活介護（以下「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護等」という。）に要する平均的な費用（食事の提供に要する費用、居住または滞在（以下「居住等」という。）に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護等に要した費用の額を超えるときは、当該現に地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護等に要した費用の額とする。）</p> <p>(2) 食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（その額が現に当該食事の提供に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供に要した費用の額とする。）</p> <p>(3) 居住等に要する平均的な費用の額および特別養護老人ホームの状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（その額が現に当該居住等に要した費用の額を超えるときは、当該現に居住等に要した費用の</p>	<p>(介護サービスの提供)</p> <p>第3条 特別養護老人ホームは、法に規定するところにより、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護または介護福祉施設サービスおよび短期入所生活介護のサービスを提供する。</p> <p>2 特別養護老人ホームは、前項に規定するサービスを提供することのほか、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項第3号の措置を受けた者を短期間入所させ、または同法第11条第1項第2号の措置を受けた者を入所させて、養護することができる。</p> <p>本条…全部改正〔平成12年条例24号〕、1項…一部改正〔平成26年条例12号〕</p> <p>(利用料金等)</p> <p>第4条 前条第1項に規定するサービスの提供を受ける者（以下「利用者」という。）は、指定管理者（第6条第1項に規定する指定管理者をいう。）に対し、次に掲げる額の合計額の利用料金を納めなければならない。</p> <p>(1) 要介護状態区分、特別養護老人ホームの所在する地域等を勘案して算定される地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービスまたは短期入所生活介護（以下「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護等」という。）に要する平均的な費用（食事の提供に要する費用、居住または滞在（以下「居住等」という。）に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護等に要した費用の額を超えるときは、当該現に地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護等に要した費用の額とする。）</p> <p>(2) 食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（その額が現に当該食事の提供に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供に要した費用の額とする。）</p> <p>(3) 居住等に要する平均的な費用の額および特別養護老人ホームの状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（その額が現に当該居住等に要した費用の額を超えるときは、当該現に居住等に要した費用の</p>

新	旧
<p>額とする。)</p> <p>2 利用者は、前項の規定によるもののほか、日常生活に要する費用等で利用者に負担させることが適当と認められるものについては、その実費を負担しなければならない。</p> <p>本条…追加〔平成12年条例24号〕、1項…一部改正〔平成13年条例4号〕、1項…全部改正〔平成17年条例22号〕、1項…一部改正〔平成26年条例12号〕</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第5条 利用者および入所の措置を受けた者(以下「利用者等」という。)は、特別養護老人ホームの利用に際して、施設および設備(以下「施設等」という。)に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、これを減額し、または免除することができる。</p> <p>本条…一部改正・旧4条…繰下〔平成12年条例24号〕、一部改正〔平成17年条例22号〕</p> <p>(特別養護老人ホームの管理等)</p> <p>第6条 特別養護老人ホームの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって区が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p>2 指定管理者は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、利用料金を当該指定管理者の収入として、利用者から収受することができる。</p> <p>見出・1項…一部改正・2項…追加・旧5条…繰下〔平成12年条例24号〕、1項…一部改正〔平成12年条例39号〕、見出・1項…全部改正・2項…一部改正〔平成17年条例22号〕</p> <p>(指定管理者の指定の手續)</p> <p>第7条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、区長に提出しなければならない。</p> <p>2 区長は、前項の規定による申請があった場合は、事業計画書の内容について、次に掲げる基準を総合的に審査し、特別養護老人ホームの管理を行わせ</p>	<p>額とする。)</p> <p>2 利用者は、前項の規定によるもののほか、日常生活に要する費用等で利用者に負担させることが適当と認められるものについては、その実費を負担しなければならない。</p> <p>本条…追加〔平成12年条例24号〕、1項…一部改正〔平成13年条例4号〕、1項…全部改正〔平成17年条例22号〕、1項…一部改正〔平成26年条例12号〕</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第5条 利用者および入所の措置を受けた者(以下「利用者等」という。)は、特別養護老人ホームの利用に際して、施設および設備(以下「施設等」という。)に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、これを減額し、または免除することができる。</p> <p>本条…一部改正・旧4条…繰下〔平成12年条例24号〕、一部改正〔平成17年条例22号〕</p> <p>(特別養護老人ホームの管理等)</p> <p>第6条 特別養護老人ホームの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって区が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p>2 指定管理者は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、利用料金を当該指定管理者の収入として、利用者から収受することができる。</p> <p>見出・1項…一部改正・2項…追加・旧5条…繰下〔平成12年条例24号〕、1項…一部改正〔平成12年条例39号〕、見出・1項…全部改正・2項…一部改正〔平成17年条例22号〕</p> <p>(指定管理者の指定の手續)</p> <p>第7条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、区長に提出しなければならない。</p> <p>2 区長は、前項の規定による申請があった場合は、事業計画書の内容について、次に掲げる基準を総合的に審査し、特別養護老人ホームの管理を行わせ</p>

新	旧
<p>るに当たり、最も適していると認めた団体を候補者として選定するものとする。</p> <p>(1) 利用者等の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。</p> <p>(2) 特別養護老人ホームの適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。</p> <p>(3) 特別養護老人ホームの管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために十分な能力を有していること。</p> <p>3 区長は、前項の規定により選定した団体を、議会の議決を経た後、指定管理者として指定するものとする。</p> <p>    本条…追加〔平成17年条例22号〕</p> <p>    (指定管理者の行う業務)</p> <p>第8条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 生活介護、生活指導、健康管理その他の利用者等の処遇に関すること。</p> <p>(2) 施設等の維持および修繕に関すること。</p> <p>(3) 施設等の使用に関すること。</p> <p>(4) 利用料金の徴収に関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた業務</p> <p>    本条…追加〔平成17年条例22号〕</p> <p>    (指定管理者による個人情報の取扱い)</p> <p>第9条 指定管理者は、その業務に関し取得し、または保有する個人情報の適切な管理を図るため、個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前条の業務に従事している者または従事していた者は、業務上知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。</p> <p>    本条…追加〔平成17年条例22号〕、1項…一部改正〔平成26年条例1</p>	<p>るに当たり、最も適していると認めた団体を候補者として選定するものとする。</p> <p>(1) 利用者等の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。</p> <p>(2) 特別養護老人ホームの適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。</p> <p>(3) 特別養護老人ホームの管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために十分な能力を有していること。</p> <p>3 区長は、前項の規定により選定した団体を、議会の議決を経た後、指定管理者として指定するものとする。</p> <p>    本条…追加〔平成17年条例22号〕</p> <p>    (指定管理者の行う業務)</p> <p>第8条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 生活介護、生活指導、健康管理その他の利用者等の処遇に関すること。</p> <p>(2) 施設等の維持および修繕に関すること。</p> <p>(3) 施設等の使用に関すること。</p> <p>(4) 利用料金の徴収に関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた業務</p> <p>    本条…追加〔平成17年条例22号〕</p> <p>    (指定管理者による個人情報の取扱い)</p> <p>第9条 指定管理者は、その業務に関し取得し、または保有する個人情報の適切な管理を図るため、個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前条の業務に従事している者または従事していた者は、業務上知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。</p> <p>    本条…追加〔平成17年条例22号〕、1項…一部改正〔平成26年条例1</p>

新	旧
<p>2号] (目的外使用)</p> <p>第10条 区長は、特別養護老人ホームの運営に支障がないと認めるときは、第1条の目的以外に、特別養護老人ホームの施設を使用させることができる。</p> <p>2 前項の規定による使用については、別に条例で定める。</p> <p>本条…追加〔平成22年条例37号〕</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>旧6条…繰下〔平成12年条例24号〕、旧7条…繰下〔平成17年条例22号〕、旧10条…繰下〔平成22年条例37号〕</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、平成8年5月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成9年3月31日条例第14号)</p> <p>この条例は、平成9年5月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成10年3月30日条例第22号)</p> <p>この条例は、平成10年5月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成12年3月28日条例第24号)</p> <p>この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成12年7月14日条例第39号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成13年3月30日条例第4号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成17年9月30日条例第22号)</p> <p>1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の品川区立特別養護老人ホーム条例(以下「旧条例」という。)第6条第1項の規定により管理を委託している品川区立特別養護老人ホームについては、同条の規定は、平成18</p>	<p>2号] (目的外使用)</p> <p>第10条 区長は、特別養護老人ホームの運営に支障がないと認めるときは、第1条の目的以外に、特別養護老人ホームの施設を使用させることができる。</p> <p>2 前項の規定による使用については、別に条例で定める。</p> <p>本条…追加〔平成22年条例37号〕</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>旧6条…繰下〔平成12年条例24号〕、旧7条…繰下〔平成17年条例22号〕、旧10条…繰下〔平成22年条例37号〕</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、平成8年5月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成9年3月31日条例第14号)</p> <p>この条例は、平成9年5月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成10年3月30日条例第22号)</p> <p>この条例は、平成10年5月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成12年3月28日条例第24号)</p> <p>この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成12年7月14日条例第39号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成13年3月30日条例第4号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成17年9月30日条例第22号)</p> <p>1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の品川区立特別養護老人ホーム条例(以下「旧条例」という。)第6条第1項の規定により管理を委託している品川区立特別養護老人ホームについては、同条の規定は、平成18</p>

新	旧
<p>年9月1日（同日前にこの条例による改正後の品川区立特別養護老人ホーム条例（以下「新条例」という。）第7条第3項の規定により当該品川区立特別養護老人ホームの指定管理者の指定をした場合にあっては、当該指定の日）までの間（以下「指定等の日までの間」という。）は、なおその効力を有する。</p>	<p>年9月1日（同日前にこの条例による改正後の品川区立特別養護老人ホーム条例（以下「新条例」という。）第7条第3項の規定により当該品川区立特別養護老人ホームの指定管理者の指定をした場合にあっては、当該指定の日）までの間（以下「指定等の日までの間」という。）は、なおその効力を有する。</p>
<p>3 この条例の施行の際、現に旧条例第6条第1項の規定により管理を委託している品川区立特別養護老人ホームに関する新条例第4条の規定の適用については、指定等の日までの間、新条例第4条第1項中「指定管理者（第6条第1項に規定する指定管理者をいう。）」とあるのは、「品川区立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例（平成17年品川区条例第22号）付則第2項の規定によりなお効力を有することとされる同条例による改正前の第6条第1項の規定により特別養護老人ホームの管理の委託を受けた者（以下「管理受託者」という。）」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 この条例の施行の際、現に旧条例第6条第1項の規定により管理を委託している品川区立特別養護老人ホームに関する新条例第4条の規定の適用については、指定等の日までの間、新条例第4条第1項中「指定管理者（第6条第1項に規定する指定管理者をいう。）」とあるのは、「品川区立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例（平成17年品川区条例第22号）付則第2項の規定によりなお効力を有することとされる同条例による改正前の第6条第1項の規定により特別養護老人ホームの管理の委託を受けた者（以下「管理受託者」という。）」と読み替えるものとする。</p>
<p>4 新条例第4条第1項の規定は、平成17年10月1日以後の品川区立特別養護老人ホームの利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。</p>	<p>4 新条例第4条第1項の規定は、平成17年10月1日以後の品川区立特別養護老人ホームの利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。</p>
<p>付 則（平成22年11月17日条例第37号）</p>	<p>付 則（平成22年11月17日条例第37号）</p>
<p>この条例は、平成23年5月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>	<p>この条例は、平成23年5月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p>(1) 第1条の改正規定 公布の日</p>	<p>(1) 第1条の改正規定 公布の日</p>
<p>(2) 第10条を第11条とし、第9条の次に1条を加える改正規定 平成23年4月1日</p>	<p>(2) 第10条を第11条とし、第9条の次に1条を加える改正規定 平成23年4月1日</p>
<p>付 則（平成24年3月26日条例第13号）</p>	<p>付 則（平成24年3月26日条例第13号）</p>
<p>この条例は、平成24年4月1日から施行する。</p>	<p>この条例は、平成24年4月1日から施行する。</p>
<p>付 則（平成26年3月31日条例第12号）</p>	<p>付 則（平成26年3月31日条例第12号）</p>
<p>1 この条例は、平成26年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</p>	<p>1 この条例は、平成26年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</p>

新	旧																		
<p>2 品川区立杜松特別養護老人ホームの利用について必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>付 則（平成27年10月26日条例第52号）</p> <p>1 この条例は、平成28年5月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 次項の規定 公布の日</p> <p>(2) 第1条の改正規定 平成28年4月1日</p> <p>2 品川区立平塚橋特別養護老人ホームの利用について必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>付 則（平成28年10月25日条例第48号）</p> <p>1 この条例は、平成29年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 品川区立上大崎特別養護老人ホームの利用について必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。</p> <p><u>付 則（令和3年 月 日条例第 号）</u></p> <p><u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>2 品川区立杜松特別養護老人ホームの利用について必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>付 則（平成27年10月26日条例第52号）</p> <p>1 この条例は、平成28年5月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 次項の規定 公布の日</p> <p>(2) 第1条の改正規定 平成28年4月1日</p> <p>2 品川区立平塚橋特別養護老人ホームの利用について必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>付 則（平成28年10月25日条例第48号）</p> <p>1 この条例は、平成29年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 品川区立上大崎特別養護老人ホームの利用について必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。</p>																		
<p>別表（第2条関係）</p> <p>本表…一部改正〔平成10年条例22号・22年37号・26年12号・27年52号・28年48号・<u>令和3年 号</u>〕</p> <table border="1" data-bbox="188 1212 1106 1417"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品川区立戸越台特別養護老人ホーム</td> <td>東京都品川区戸越一丁目15番23号</td> <td>72人</td> </tr> <tr> <td>品川区立荏原特別養護老人ホーム</td> <td>東京都品川区荏原二丁目9番6号</td> <td>120人</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	定員	品川区立戸越台特別養護老人ホーム	東京都品川区戸越一丁目15番23号	72人	品川区立荏原特別養護老人ホーム	東京都品川区荏原二丁目9番6号	120人	<p>別表（第2条関係）</p> <p>本表…一部改正〔平成10年条例22号・22年37号・26年12号・27年52号・28年48号〕</p> <table border="1" data-bbox="1173 1212 2101 1417"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品川区立戸越台特別養護老人ホーム</td> <td>東京都品川区戸越一丁目15番23号</td> <td>72人</td> </tr> <tr> <td>品川区立荏原特別養護老人ホーム</td> <td>東京都品川区荏原二丁目9番6号</td> <td>120人</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	定員	品川区立戸越台特別養護老人ホーム	東京都品川区戸越一丁目15番23号	72人	品川区立荏原特別養護老人ホーム	東京都品川区荏原二丁目9番6号	120人
名称	所在地	定員																	
品川区立戸越台特別養護老人ホーム	東京都品川区戸越一丁目15番23号	72人																	
品川区立荏原特別養護老人ホーム	東京都品川区荏原二丁目9番6号	120人																	
名称	所在地	定員																	
品川区立戸越台特別養護老人ホーム	東京都品川区戸越一丁目15番23号	72人																	
品川区立荏原特別養護老人ホーム	東京都品川区荏原二丁目9番6号	120人																	



新			旧		
品川区立中延特別養護老人ホーム	東京都品川区中延六丁目8番8号	80人	品川区立中延特別養護老人ホーム	東京都品川区中延六丁目8番8号	80人
品川区立八潮南特別養護老人ホーム	東京都品川区八潮五丁目9番2号	89人	品川区立八潮南特別養護老人ホーム	東京都品川区八潮五丁目9番2号	81人
品川区立杜松特別養護老人ホーム	東京都品川区豊町四丁目24番15号	29人	品川区立杜松特別養護老人ホーム	東京都品川区豊町四丁目24番15号	29人
品川区立平塚橋特別養護老人ホーム	東京都品川区西中延一丁目2番8号	100人	品川区立平塚橋特別養護老人ホーム	東京都品川区西中延一丁目2番8号	100人
品川区立上大崎特別養護老人ホーム	東京都品川区上大崎三丁目10番7号	102人	品川区立上大崎特別養護老人ホーム	東京都品川区上大崎三丁目10番7号	102人